

青森公立大学研究生規程

平成21年4月1日

規程第112号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則(平成21年規程第1号)第43条及び青森公立大学大学院学則(平成21年規程第3号)第45条の規定に基づき、研究生について必要な事項を定めるものとする。

(入学許可)

第2条 学長は、青森公立大学(以下「本学」という。)の教員の指導を受けて、特定の専門分野を研究しようとする者がいるときは、本学の教育及び研究に支障のない限り、研究生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、本学の学部への入学の場合は本学の学部を卒業した者又はこれと同等以上の学力を、本学の大学院への入学の場合は本学の大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において特定の専門分野を研究する能力があると学長が認めるものとする。

(入学時期)

第4条 研究生の入学の時期は、各学期の始めとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(出願書類)

第5条 研究生として入学しようとする者は、所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

(入学料等)

第6条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(準用)

第7条 本学の学則その他の規程中、学生に関する規定は、研究生に準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。